

外務省文書一四〇〇一五一四

國務省ヨリ日本大使館宛

在ワシントン日本大使館ヨリ 一九四〇年十月七日付

(昭和十五年)

文書ニ対スル照会アリ。該文書ニハ鉄及鋼

屑ニ對シ 一九四〇年九月二十日米國政討ニヨツテ

公布セシタ規則ニ對シ 日本政討ニヨツテ

ナル異議ガ記載サレアリ。斯ル異議ハ

ナリトシテハ有害ナシトシテハ差別及故意規則

コシラノ規則ニヨツテナラシムルハ日本ニトツテ有害ナ差別及故意

ハ明由ナリ

日本大使館文書ノ第一節ニ指摘サレタル

如ク照会中ノ規則ハ一九四〇年七月二日

國際強化促進法ト題スル命令第一法律

第六項ノ條文ニ由來スルモノデアル。

照会中ノ諸規則ニヨリ查サレル

口防上ノ利益カラテ必要デ

ハ通商者ナシ 事務使若クハ

他ノ政府ヨリ 照会

アルトイフコトガ本政府ノ相当ナル代理又ハ

996

今由山内閣係ニミラル諸事情
レトハ本政府ノ基理ニタテ
政府ノ方針ヲ示シテハ
其ノ方針ニ依リテハ

ハミルベシ以要性ナルコトヲ
考慮スルハ今日

ヲ於ケル日際關係ガリ様ナル次第ニ

アルモノナリ
斯カル保守的手段ヲ本政府

カシキニシテ在由ニテ

ナリ

ナリ

今由山内閣係ニミラル諸事情

* 今日口内閣係ニミラル諸事情
ソレハ本政府ノ基理ニタテ
必要ナルトスル

斯カル保守的手段ノ本政府ニヨル採用ガ
考慮ニ

手内閣係ニミラル諸事情
ソレハ本

政府ノ基理ニタテ
合衆口政府ハ

他ノ如何ナル政府ヨリノ
提議ニ対シテモ何ラ
コレヲ是認
スベキモノヲ認メナリ

ワシントン、一九四〇年（昭和十五年）十月二十三日

合衆口対外關係——日本——

一九三二（昭和六年）——一九四一年（昭和十六年）

才ニ卷ニ二九頁ヨリ抜キ